

入 札 説 明 書

南部中核拠点先行整備造成実施設計業務

令和7年3月

奈良県総務部知事公室
防災統括室

南部中核拠点先行整備造成実施設計業務に係る一般競争入札については、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県総務部知事公室防災統括室

電 話：0742-27-8091 メールアドレス：bosai@office.pref.nara.lg.jp

2 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 南部中核拠点先行整備造成実施設計業務
- (2) 業務期間 契約日から令和7年9月30日まで
- (3) その他詳細については、別紙「特記仕様書」のとおり

3 仕様書等の交付期間、交付場所等

- (1) 交付期間
令和7年3月28日から令和7年4月18日まで
- (2) 交付場所
奈良県防災統括室ホームページにて交付します。
- (3) 交付資料
 - ①特記仕様書
 - ②入札参加資格確認申請書（様式1）
 - ③業務実績報告書（様式2）
 - ④配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式3）
 - ⑤質問票（様式4）
 - ⑥入札書（様式A）
 - ⑦一般競争入札辞退届（様式B）
 - ⑧委任状（様式C）

4 仕様書等に関する質問の受付

- (1) 提出期限 令和7年4月2日の午後3時まで
- (2) 提 出 先 「1 担当部局」あて
- (3) 提出方法 質問票（様式4）に質問内容を記入し、電子メールで提出してください。提出後、必ず電話にて提出した旨を連絡してください。
- (4) 回答方法 令和7年4月4日までに、奈良県防災統括室ホームページに掲載します。
なお、質問者名は掲載しません。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（9）の要件の全てを満たしている者がこの入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から入開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除きます。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除きます。）
- (6) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「港湾及び空港」部門及び「道路」部門の資格を有すること。
- (7) 奈良県内に本店又は営業所を有すること。
- (8) 令和2年4月1日以降、公告日までに完了した、国又は地方公共団体（都道府県）発注の「広

域防災拠点」又は「ヘリポート」に関する調査、検討又は分析が行われた業務の元請実績を有していること。

- (9) この業務を行う期間中、管理技術者（1名）及び照査技術者（1名）（以下、「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者は次に掲げる①又は②の資格を、照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も選択科目又は技術部門が「港湾及び空港」又は「道路」であること。

- ①技術士（総合技術監理部門（建設））
- ②技術士（建設部門）
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

なお、管理技術者及び照査技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する場合は、以下に定める書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 業務実績報告書（様式2）

5の(8)に掲げる業務実績を記載してください。その業務実績を確認できる資料として、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付すること。なお、テクリス完了登録等の写しだけで業務内容が判断できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付すること。

テクリス完了登録等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付するとともに、業務内容が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付すること。

- ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式3）

5の(9)に掲げる資格等があることを示す書面を様式3により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証する書面の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(2) 提出期限及び提出先、提出方法及び提出部数

- ア 提出期限 令和7年4月9日 午後3時まで
(土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。)
- イ 提出先 「1 担当部局」あて
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便に限ります。
封筒に「南部中核拠点先行整備造成実施設計業務に係る入札参加資格確認申請書 在中」と朱書きしてください。
- エ 部 数 1部

(3) 入札参加資格確認審査結果の通知

- ア 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を電子メールにより通知します。
- イ 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。）以内に任意の書面を1の担当部局に持参して説明を求めることができます。

(4) その他

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書等は返却しません。

7 入開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年4月18日 午前10時
- (2) 場 所 奈良県庁東棟2階 災害対策本部室

8 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度（2回目）の入札を行うものとします。ただし、再度の入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
- (3) 再度の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。

9 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、入札書を入れた中封筒（封印及び封緘をしたもの）を「南部中核拠点先行整備造成実施設計業務に係る入札書 在中」と朱書きした表封筒に入れ、奈良県総務部知事公室防災統括室長あての親展とし、令和7年4月17日までに「1 担当部局」に到着するように発送してください。
- (2) 再度の入札を行う場合がありますので、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。この場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「南部中核拠点先行整備造成実施設計業務 入札書（初度入札）」又は「南部中核拠点先行整備造成実施設計業務 入札書（再度入札）」と各々朱書きしてください。
- (3) 再度の入札を辞退される場合は、辞退届（様式B）を入札書と同封し郵送してください。
- (4) 再度入札を行うこととなった際に初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (5) 複数の封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。
- (6) 初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返却します。
- (7) 郵送で入札に参加する場合、11の（3）で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係のない職員が「くじ」を引くこととなります。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 所定の入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) 5に掲げる入札参加資格のない者のした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 開札は入札参加者又はその代理人を立会者として行うものとします。なお、代理人が出席する場合は、委任状（様式C）を作成の上、持参してください。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。

- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

12 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

14 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号の規定のいずれかに該当する場合は、免除します。
- (4) 契約書作成の要否等
要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「1 担当部局」に電子メールで提出してください。